


珠洲市水道事業経営戦略(素案) (令和8(2026)年度改定版)

計画期間:令和8(2026)年度~令和17(2035)年度

令和8(2026)年3月





珠洲市水道事業経営戦略

目次

はじめに	1
I 経営戦略の位置づけ	
1. 水道の役割	3
2. 本市で実施する水道事業と水道事業の種類	4
3. 本市の概況と水道処理の歩み	5
4. 総務省が推進する経営戦略策定及び改定の背景と目的	6
II 珠洲市水道事業の現状	
1. 本戦略の事業の現況	8
2. 経営状況分析	13
III 今後の予測と経営の基本方針	
1. 給水人口、有収水量及び料金収入の予測	23
2. 投資及び投資財源の予測	25
3. 組織の予測	26
4. 水道施設の状況	27
5. 現状の課題	28
IV 投資・財政計画	
1. 経営の基本方針と目標	29
2. 投資・財政計画の計算根拠	31
3. 投資・財政計画(シミュレーション)	31
V 経営戦略の遂行に向けた取組体制	
1. 経営推進体制	38
2. PDCAサイクルの実行	39
3. 次回以降の見直し	39
用語集	40

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

はじめに

(1)本経営戦略について

珠洲市(以下、「本市」という)は能登半島の北東部に位置し、海岸線と里山が織りなす豊かな自然環境に恵まれた地域です。市内には大小の河川が流れ、森林と農地、漁業資源が広がるなど、多様な自然を背景に、人々の暮らしと産業が形成されてきました。こうした地理的特性を生かし、農林水産業をはじめ、地域に根ざした産業が本市の経済を支えてきました。

珠洲市の位置



本市の水道事業は、昭和期より段階的に整備を進め、地域の公衆衛生の向上と生活基盤の確立に寄与してきました。こうした状況を踏まえ、水道事業の安定的な運営と強靱な事業基盤の確立を図るため、将来を見据えた中長期的な基本方針として、平成29(2017)年から令和8(2026)年までを計画期間とする「珠洲市水道事業経営戦略」を策定しています。

しかし近年は、急速な人口減少や少子高齢化に加え、令和6(2024)年に発生した能登半島地震および豪雨災害により水道施設が甚大な被害を受けるなど、本市を取り巻く環境は大きな転換点を迎えています。このような状況の中で、市民の安全で衛生的な暮らしを将来にわたり維持していくためには、現状と課題を的確に把握し、中長期的な視点に立った計画的かつ持続可能な事業運営が不可欠です。また、復旧・復興と人口減少社会への対応を同時に進める必要があることから、施設規模の適正化や効率的な管理体制の構築がこれまで以上に重要となっています。

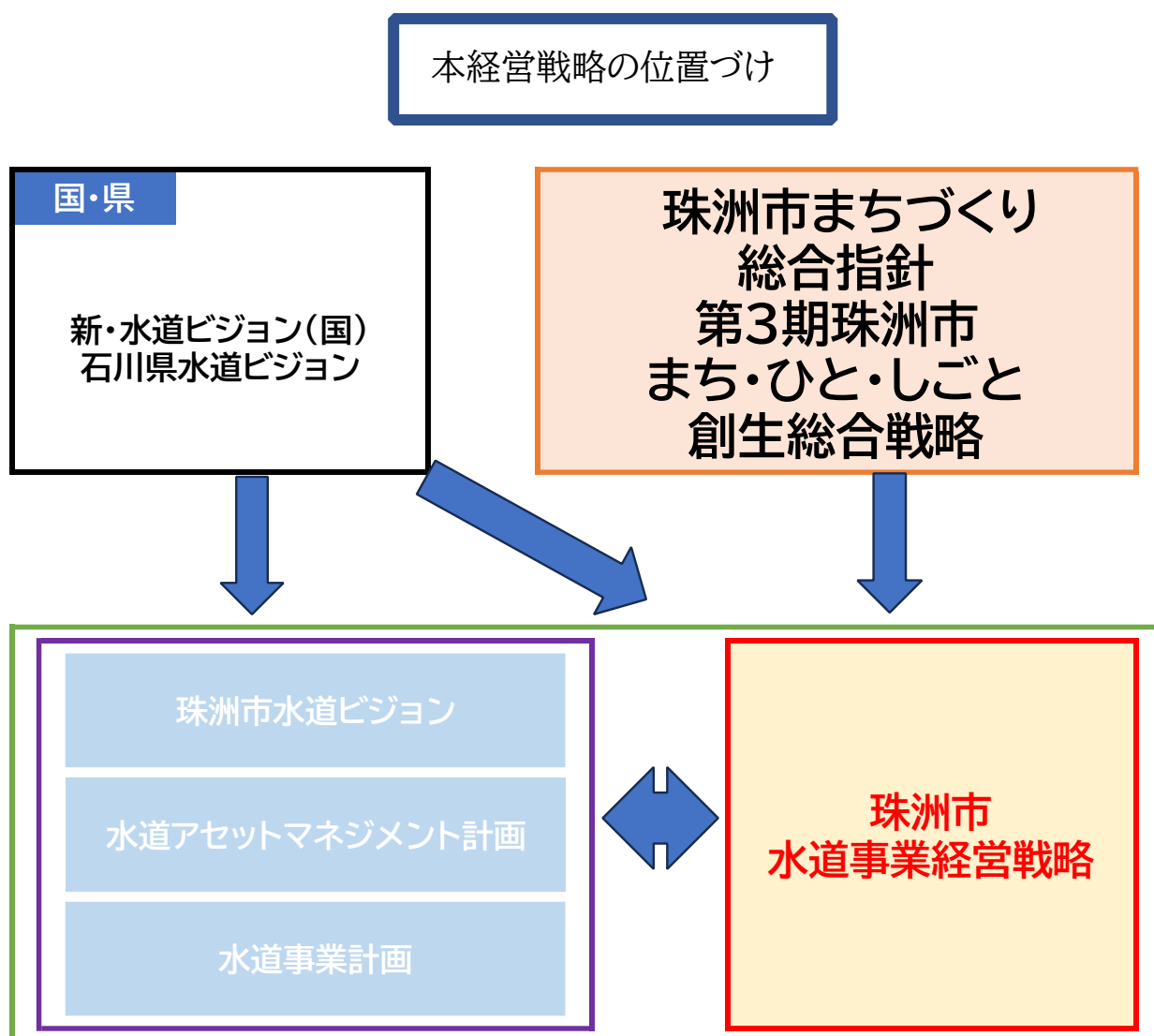
さらに、大規模災害からの復興や物価高騰など、社会経済環境の急激な変化への対応も求められていることから、このたび新たに経営戦略の見直しを実施するものです。

(2) 本経営戦略の計画期間について

中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、本経営戦略の計画期間は令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

(3) 本経営戦略の位置付け

本市水道事業の各種施策は、本市の最上位計画である「珠洲市まちづくり総合指針」および「第3期珠洲市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」に基づき実施します。そのため、本経営戦略は、総合方針で掲げる本市の将来都市像を実現するための事業計画として位置付け、他の施策・計画等との整合を図りつつ策定します。





I 経営戦略の位置づけ

1. 水道の役割

我が国の水道事業は、当初、都市の衛生状態の改善と感染症予防を目的として整備が進められてきました。その後、生活水準の向上や都市化の進展に伴い、安全で安定的な飲料水の供給が強く求められるようになり、現在では「公衆衛生の向上」「生活の質の向上」および「産業活動の基盤整備」を支える社会インフラとして、水道事業が位置づけられています。

水道の具体的な役割は次のとおりです。

安全で良質な飲料水の安定供給

浄水処理を経た水を常時安定して供給することで、誰もが安心して飲用・生活用水を利用できる環境を整えます。

災害時における応急給水などのライフライン維持

災害時でも応急給水所や耐震配管により、生活を行う上で最低限の水を確保できる体制を整えています。

産業活動・公共活動への水供給（病院、工場、消防など）

工業用水や消火活動用水としての役割も果たし、地域の経済活動や安全確保を支える基盤です。

2. 本市で実施する水道事業と水道事業の種類

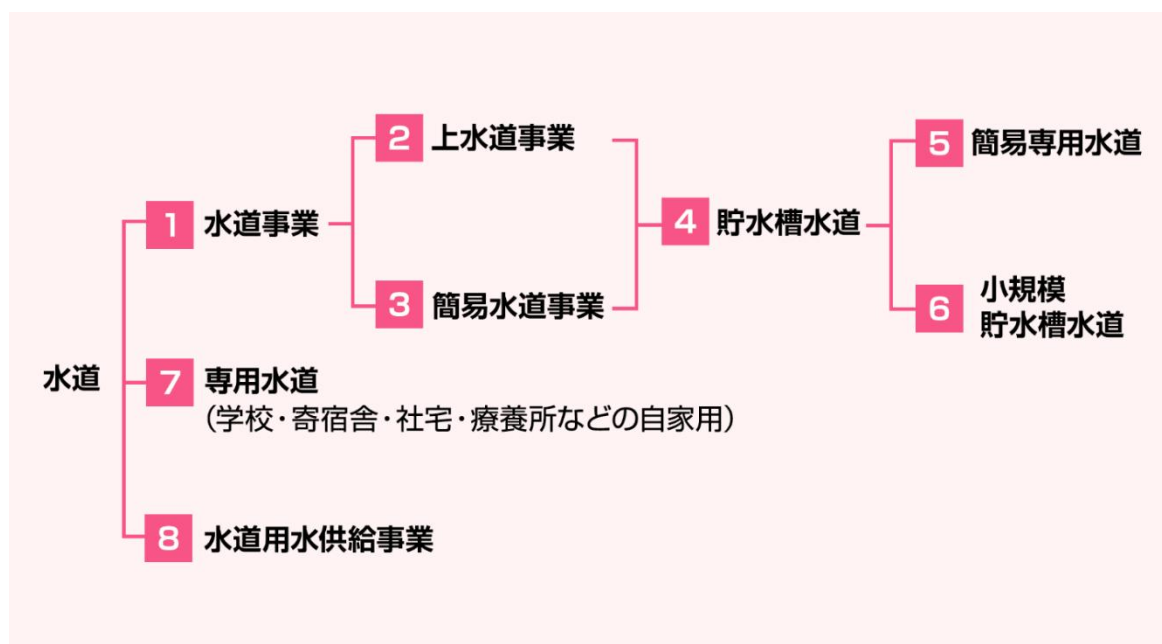
水道事業は、水道法に基づき、「水道事業」、「水道用水供給事業」、および「専用水道」などに分類されます。これらの水道施設の管理および監督を行うのは、国土交通省（水管理・国土保全局）です。

本市が実施しているのは、「水道事業」のうち、給水人口が5,001人を超える「上水道事業」に該当し、市が自ら浄水施設を運営し、地域住民に安心・安全な水を安定的に供給しています。

水道事業の分類は、以下のとおりです。

水道事業：一般の需要に応じて水を供給するもので、原則として市区町村が経営主体です。	
	・上水道事業：給水人口が5,001人を超えるものです。
	・簡易水道事業：給水人口が5,000人以下の小規模なものです。
貯水槽水道（建築物内の水道施設）：これらは、ビルやマンションなどで、水道事業から供給された水を一時的に貯水して利用する形式です。特に水質管理や衛生面での点検が重要です。	
	・簡易専用水道：受水槽（貯水槽）の容量が10m ³ を超えるもの。
	・小規模貯水槽水道：容量が10m ³ 以下のもの。
水道用水供給事業：ダムや浄水場などの大規模施設を整備し、都道府県や広域事業者（例：県企業局）が市区町村に代わって水源を確保し、浄水処理した水を安定的に供給する事業です。	
専用水道：主に学校、社宅、療養所などにおいて、100人を超える住居者に必要な水を供給する自家用の水道です。1日最大給水量が法令で定める基準を超える施設が対象です。	

これらの水道の種類は、地域の特性や人口規模、施設の利用形態に応じて使い分けられており、それぞれに適した基準や認可手続きが水道法により定められています。



3. 本市の概況と水道事業の歩み

珠洲市の水道事業は、昭和27(1952)年3月28日に認可を取得し、昭和29(1954)年2月14日より給水を開始しました。事業開始以降、人口の増加や生活水準の向上に伴い、安心・安全な水へのニーズが高まったことから、施設の拡張整備が進められました。

かつて本市では、地理的条件や整備の経緯から、複数の簡易水道事業が個別に運営されていましたが、水道施設の管理効率化とサービス水準の均一化を図るため、上水道事業への段階的な統合が進められました。最終的に、これらの簡易水道事業はすべて上水道事業に一本化されました。これにより、水道事業の一体的な運営体制が確立し、効率的かつ安定的な給水体制が整備されています。

また、施設の老朽化が進む中で、将来にわたる持続可能な水道運営を実現するため、配水管の更新や耐震化を含む長寿命化対策を計画的に推進しています。さらに、経営の透明性と信頼性を高めるため、昭和40(1965)年4月1日より地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計に移行しました。これにより、経営状況の「見える化」が進み、将来を見据えた計画的かつ戦略的な事業運営の基盤が築かれています。

年度	区分	事業名	内容
昭和29(1954)年度	創設	若山簡易水道	創設
昭和33(1958)年度	創設	宝立簡易水道	創設
昭和38(1963)年度	創設	片岩町簡易水道	創設
昭和39(1964)年度	創設	寺家簡易水道	創設
昭和39(1964)年度	統廃合	宝立簡易水道・若山簡易水道	→ 上水道へ統合
昭和41(1966)年度	創設	馬縹簡易水道	創設
昭和43(1968)年度	創設	大谷簡易水道	創設
昭和45(1970)年度	創設	狼煙簡易水道	創設
昭和45(1970)年度	創設	折戸簡易水道	創設
昭和46(1971)年度	創設	清水簡易水道	創設
昭和48(1973)年度	創設	三崎簡易水道	創設
昭和51(1976)年度	統廃合	寺家簡易水道	廃止 → 三崎簡易水道へ統合
昭和54(1979)年度	創設	善野地区無水源簡易水道	創設
昭和62(1987)年度	創設	高屋簡易水道	創設
平成7(1995)年度	統廃合	馬縹簡易水道	廃止 → 大谷簡易水道へ統合
平成8(1996)年度	統廃合	三崎簡易水道	廃止 → 上水道へ統合
平成29(2017)年度	統廃合	上水道	残りの簡易水道→上水道へ統合

4. 総務省が推進する経営戦略策定及び改定の背景と目的

(1) 背景

我が国においては、今後、急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、公営企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増す状況にあります。

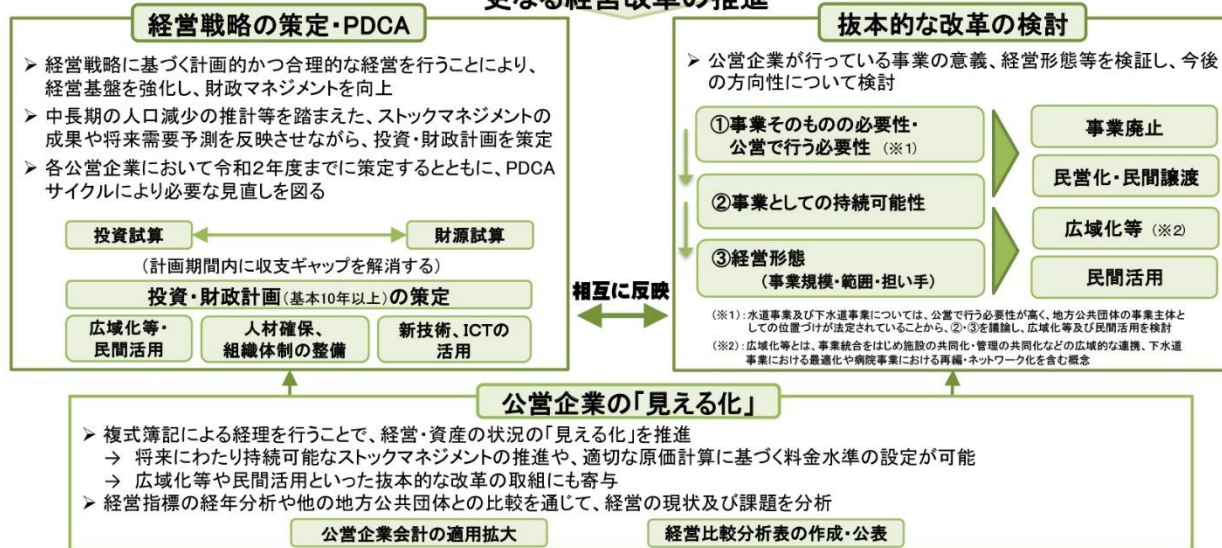
各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表を活用した「見える化」による現状分析に基づく経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められています。

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
- ➡ さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進



※出典：総務省「令和6年度の公営企業関係主要施策に関する留意事項」について

(2)目的

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要です。

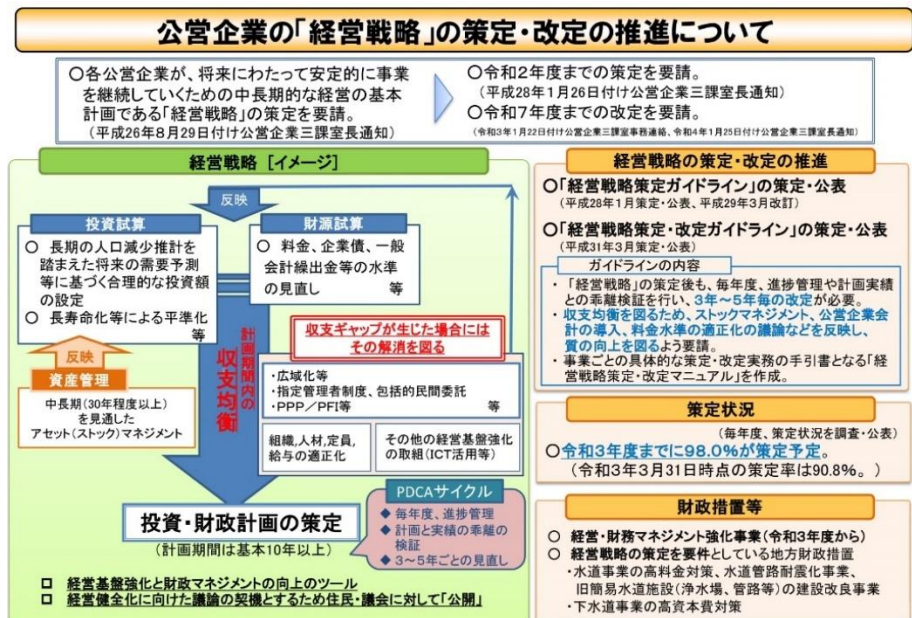
経営環境が厳しさを増す中であっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが必要となります。

これらの課題や現状に対して、総務省においては、公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を企業ごとに策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していくことを強く求めています。

令和4(2022)年1月には総務省の「経営戦略策定・改定マニュアル」が改定となり、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、次の視点から実効性のある「経営戦略」の改定が求められています。

- ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
- ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における更新費用の的確な反映
- ③ 物価上昇等により上昇傾向にある維持管理費、委託費、動力費等の的確な反映
- ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革(料金改定、広域化、民間活用及び効率化、事業廃止等)の検討

これらの内容を反映したうえで、策定及び改定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年ごとの見直しを行うことが重要としています。



※出典：総務省「地方公営企業の現状と課題」

II

珠洲市水道事業の現状

1 本戦略の事業の現況

(1) 事業の現況(事業概要)

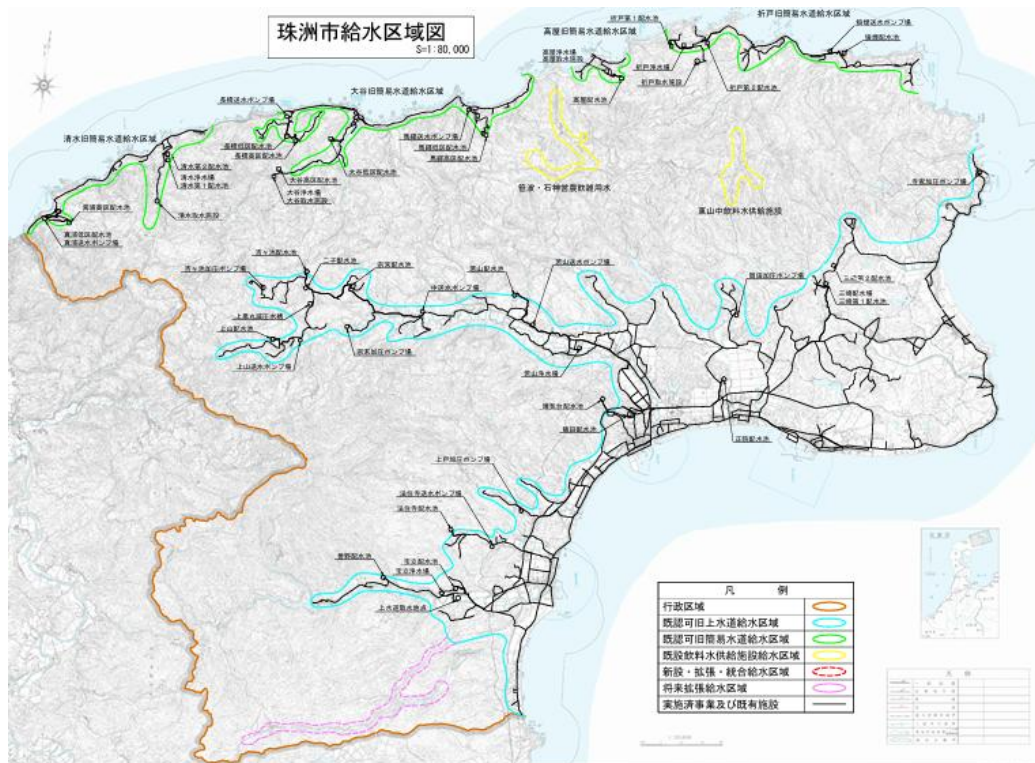
本戦略の対象となる事業は珠洲市水道事業で、事業概要及び給水区域図は次のとおりです。
簡易水道事業については、水道事業と統合事業時点で新たな供用開始となっています。

■ 事業概要

	水道事業
事業創設認可	昭和35(1960)年12月28日
供用開始	昭和39(1964)年4月1日
法適・非適用区分	法適用(全部適用) 昭和40(1965)年4月1日
計画給水人口	17,600人
現在給水人口	9,565人
給水区域面積	7,092 ha
給水人口密度	1.35人 / ha

※人口密度は令和6(2024)年度 地方公営企業決算状況調査(決算統計)に基づく。

■ 給水区域図



(2)料金体系の状況

本市の料金体系は、基本料金と従量制による料金を設定しています。

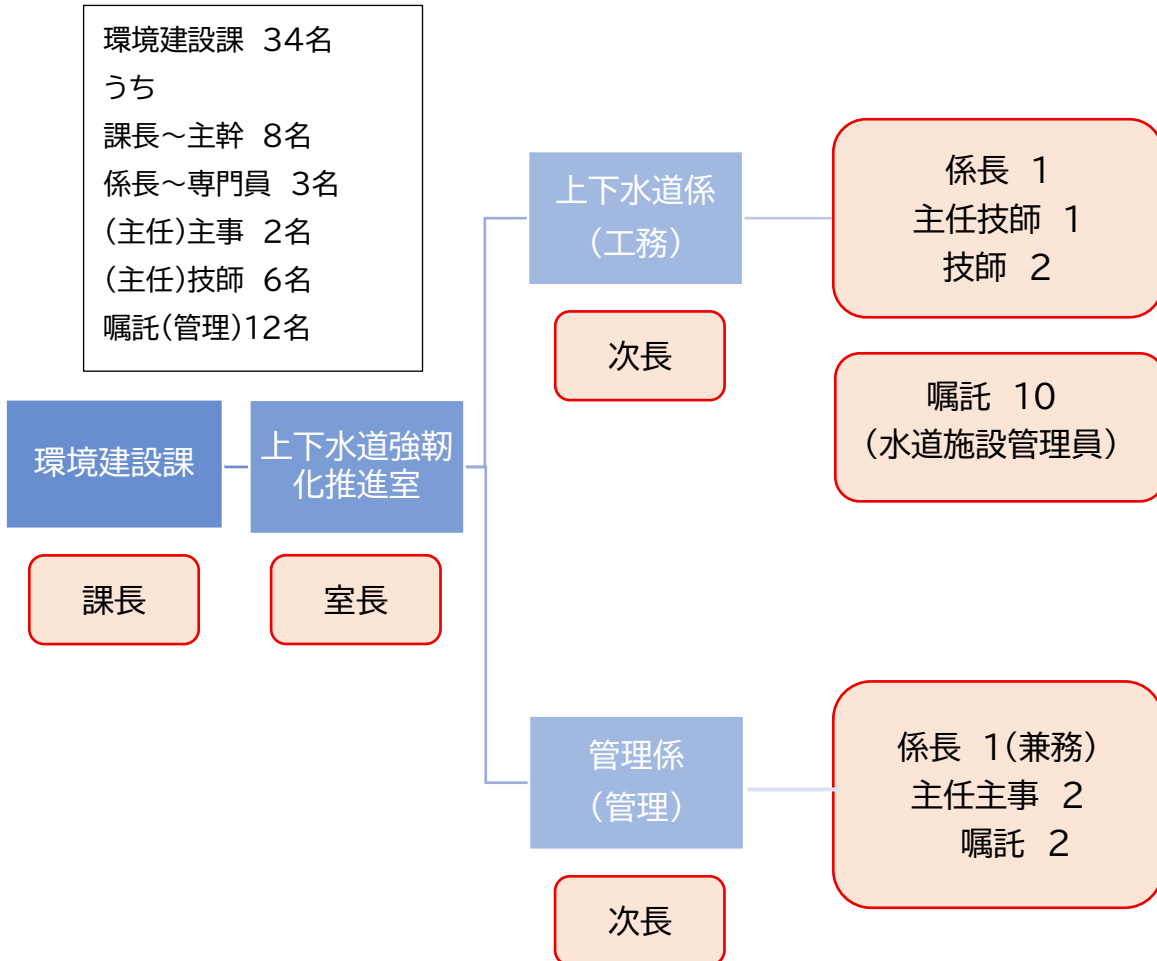
■料金体系(税別) 令和6(2024)年度末 現在

種別	料金 用途	給水使用料金（1月につき）					
		基本料金		超過料金（水量1立方メートルにつき）			
		水道	料金	10立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超える場合
専用給水装置	一般家庭用	10立方メートルまで	2,200円	260円	295円	330円	365円
	業務用	20立方メートルまで	5,000円				
	一時的使用	10立方メートルまで	7,000円	10立方メートルを超える場合 700円			
	船舶用	水量1立方メートルにつき 365円					
共同給水装置	一般家庭用	20立方メートルまで	5,000円		295円	330円	365円
消化栓	消化演習用	消火栓1個につき、給水時間5分までごとに、2,100円					

口径	使用料(1個1月につき)
13ミリメートル	130円
20ミリメートル	200円
25ミリメートル	260円
30ミリメートル	330円
40ミリメートル	450円
50ミリメートル	1,300円
75ミリメートル	1,900円
100ミリメートル	2,600円

(3)組織の状況

本市の水道事業については、珠洲市環境建設課内で下水道事業とともに運営されています。
組織体制は令和7(2025)年4月1日時点で次のとおりとなっています。



(4)施設の現況

施設の現況については以下の通りです。

令和6(2024)年度末時点における管路延長は295kmであり、老朽化の進展が今後の重要な課題となっています。現時点において、供用開始からすでに60年以上を経過しており、管路経年化率は、類似団体平均値より高く老朽化が進んでいます。法定耐用年数に近い資産や経過した管路を多く保有している状況のため、更新需要の増大に備えた計画的なマネジメントが不可欠です。特に、地震の影響により一部の配水設備や管路で被害が発生しており、復旧には一定の時間と財政負担を要することから、効率的な施設配置の検討や更新優先度の整理が求められています。

水源については河川やダムに依存しており、安定した水源を確保しつつ、水質や濁水リスクへの継続的な対応が必要です。施設体系としては、浄水場6か所、配水地37か所を有しており、市内の広範な給水区域を支える重要なインフラとなっています。これらの施設は老朽化に伴う改修需要が増加しており、長寿命化計画に基づいた更新投資が必要です。

配水状況についてみると、令和6(2024)年度の配水能力は11,130m³/日であるのに対し、1日平均配水量は5,126m³/日にとどまっています。負荷率は68.44%と適正範囲にあるものの、近年の人口減少さらには、能登半島地震や奥能登豪雨による市外への人口の流出に伴い水需要は減少傾向にあり、過大な施設能力とのギャップが拡大する可能性があります。一方、1日最大配水量は7,490m³/日に達しており、ピーク需要への対応として適切な余裕度を維持しているといえますが、施設のダウンサイジング等の検討は今後の需要動向を踏まえ慎重に進める必要があります。

令和6(2024)年度においては災害により、水道施設に甚大な被害が発生しており、復旧工事を進めつつ、今後の災害対応力の向上を目的とした耐震化や広域的なバックアップ体制の検討が不可欠です。

■施設の状況(令和6(2024)年度末時点)

水源	河川、ダム
管路延長	295km
施設数	浄水場 6
	配水地 37

■配水能力等の推移

項目	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
配水能力	11,130	11,130	11,130	11,130	11,130
1日最大配水量	5,360	5,175	8,391	7,042	7,490
1日平均配水量	4,302	4,115	4,281	3,644	5,126
負荷率	80.27%	79.51%	51.01%	51.75%	68.44%

(5)これまでの主な経営健全化の取組

①経営体制の効率化

珠洲市の水道施設は、これまで簡易水道事業の統合・廃止など積極的に統廃合を進めてきました。現在では、市の水道事業はすべて上水道事業に統合し、効率的な経営体制の確立に努めています。

②施設及び設備の廃止・統合(ダウンサイジング)等に関する事項

将来の使用水量を鑑みて、各浄水場や送配水施設を適切な規模へ縮小するなどダウンサイジングや、施設再配置を行うとともに、更新管種を見直しつつ更新時のコスト縮減を図ってきました。

2 経営状況分析

(1)財務分析(収支等の経年分析)

直近5か年の令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの実績における経常的な活動の収支を示す収益的収支、投資や企業債の発行及び償還を示した資本的収支の他、企業債残高の推移及び収益の基礎となる現在給水人口の推移を分析しました。

■決算推移

科目(単位:千円)	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
【収益的収支】					
営業収益①	430,044	423,371	419,226	345,305	163,825
給水収益	415,819	406,986	395,702	331,795	150,756
受託工事収益	2,213	3,360	4,452	978	0
その他	12,012	13,025	19,072	12,532	13,069
営業外収益②	188,266	199,104	190,201	187,008	181,880
国庫(都道府県)補助金	0	0	0	2,500	0
他会計補助金	116,629	129,860	120,523	116,390	115,662
長期前受金戻入	70,183	67,687	68,441	67,571	65,789
その他	1,454	1,557	1,237	547	429
特別利益③	0	0	18,196	0	0
総収益①+②+③…A	618,310	622,475	627,623	532,313	345,705
営業費用④	493,756	497,191	496,306	506,221	502,429
職員給与費	57,723	56,843	65,703	72,815	81,531
動力費	16,017	16,625	19,000	18,181	29,962
修繕費	30,646	35,315	22,318	17,418	20,569
材料費	1,838	2,019	1,691	0	20,531
薬品費	9,344	9,008	9,850	10,290	18,672
委託料	13,703	15,780	18,800	35,481	14,466
受水費	0	0	0	0	0
その他	33,054	34,128	36,193	31,709	36,488
減価償却費	331,431	327,473	322,751	320,327	280,210
営業外費用⑤	46,438	41,020	35,851	29,239	24,997
支払利息	45,829	40,288	34,576	29,168	24,393
その他	609	732	1,275	71	604
特別損失⑥	0	0	18,196	513	0
総費用④+⑤+⑥…B	540,194	538,211	550,353	535,973	527,426
当年度純利益A-B…C	78,116	84,264	77,270	△ 3,660	△ 181,721
【資本的収支】					
資本的収入⑤	110,523	125,083	191,631	64,970	637,617
企業債	0	0	27,700	0	110,000
国庫(都道府県)補助金	23,408	29,258	31,013	0	454,454
他会計補助(出資・負担・借入金)	87,115	85,017	105,674	58,636	55,061
その他	0	10,808	27,244	6,334	18,102
資本的支出⑥	509,156	477,540	484,209	290,503	2,600,630
建設改良費	261,464	220,352	231,824	61,276	2,394,472
企業債償還	247,692	257,188	252,385	229,227	206,158
その他	0	0	0	0	0
資本的収支⑤-⑥…D	△ 398,633	△ 352,457	△ 292,578	△ 225,533	△ 1,963,013
収支合算C+D	△ 320,517	△ 268,193	△ 215,308	△ 229,193	△ 2,144,734
企業債元金残高	2,313,839	2,056,651	1,831,966	1,609,139	1,512,981
【人口等 参考要因】項目					
行政人口(単位:人)	13,531	13,169	12,808	12,021	11,081
計画給水人口(単位:人)	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600
現在給水人口(単位:人)	11,715	11,390	11,011	10,295	9,565
給水戸数(単位:戸)	4,933	4,897	4,791	4,585	4,409
料金収入(単位:千円)	415,819	406,986	395,702	331,795	150,756
給水費(単位:千円)	467,706	467,077	459,172	466,915	461,580
有収水量(単位:m ³)	1,304,010	1,267,260	1,222,370	1,023,090	469,240
供給単価/m ³ (単位:円)	318.88	321.15	323.72	324.31	321.28
給水原価/m ³ (単位:円)	358.67	368.57	375.64	456.38	983.68
供給に対する不足額(千円)	51,887	60,091	63,470	135,120	310,824
料金回収率(%)	88.91%	87.13%	86.18%	71.06%	32.66%

前ページにおける分析のポイントは、以下のとおりです。

【営業収益のうち料金収入】

令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけては、料金収入が415,819千円から406,986千円へ微減しており、コロナ禍に伴う需要変動の影響を受けつつも大きくは変動していません。その後、令和4(2022)年度には395,702千円、令和5(2023)年度には331,795千円へと減少し、令和6(2024)年度には150,746千円まで大きく落ち込んでいます。

この急減の背景には給水人口の減少に加え、令和6年の能登半島地震による断水等の影響で検針不能・使用停止が増加したことが大きく寄与しています。

また、給水人口は令和2(2020)年度の11,715人から令和6(2024)年度には9,565人と減少しており、総使用水量も低下傾向にあります。したがって、料金収入は人口構造および地震の影響による変化が強く出ている状況です。

【営業費用】

営業費用は令和2(2020)年度の493,756千円から令和5(2023)年度の506,221千円まで概ね横ばい傾向で推移していましたが、令和6(2024)年度には502,429千円と増加しています。

動力費(電気代)・・・全国的な電気料金高騰の影響により、令和4(2022)年度以降増加傾向にあります。特に令和6年度は地震に伴う施設復旧・応急対応の稼働増も影響しています。

修繕費・・・災害の影響によって復興需要が資本的収支で経常のため、令和2～5年度と比較し減少しています。

その他経費(薬品費・通信運搬費等)・・・物価上昇の影響を受け、令和3年度以降漸増傾向が続いています。

減価償却費・・・新たな更新投資や耐震補強等が進んできたことで、令和2(2020)年度の331,431千円から令和6(2024)年度には280,210千円へ減少し、長期的に減少傾向です。

令和2(2020)年度から令和5(2023)年度まで概ね横ばい傾向で推移していましたが、令和6(2024)年は新たな資産の増加がなく、減少しています。

【資本的収入及び支出】

令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までは、概ね横ばい傾向で推移していますが、令和5(2023)年度は地震の影響で計画的な工事ができなくなったことから減少しています。令和6(2024)年度においては、災害復旧工事を中心として実施したことから増加していきます。建設改良費は約24億円と突出しており、災害復旧事業が集中した影響が大きいと考えられます。

資本的収入は、国県補助金や他会計補助金を活用しつつ推移していましたが、令和6(2024)年度においては、災害復興に向けた起債や補助金の繰入があり増加しています。

【企業債元金残高】

企業債については毎年2億円以上の償還を行っており、順当に減少傾向です。

(2)有収水量の推移

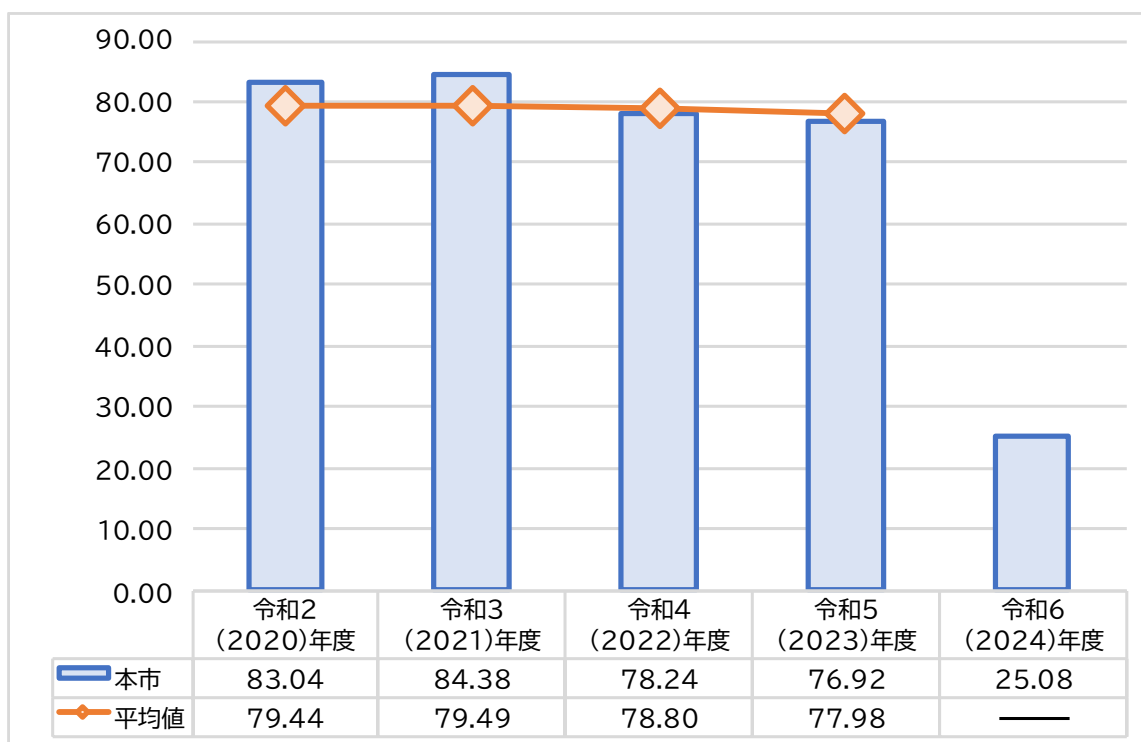
給水収益に影響を与える有収水量及び有収率について、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの過去5年間で分析します。

有収水量は、配水量のうち料金徴収の対象となる水量を表し、有収率は、配水量のうち有収水量の割合を表します。有収率が高いほど料金徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的ということになります。

本市水道事業においては、概ね類似団体と同水準程度で推移していましたが、漏水等により低下傾向にありました。さらに令和6(2024)年度においては、地震等の被害により徴収対象水道の計測ができず、大幅に有収率が低下しています。

地震の復興に加え、老朽化の更新についても適宜進め、健全化を図る必要があります。

■有収率の推移および他団体との比較



(3) 経営比較分析表による現状分析～石川県内各市との比較～

経営比較分析表は、総務省が推進する「見える化」の一環として、経営指標の経年比較や他(類似団体平均)公営企業との比較等を行い、現状や課題等を的確に把握するとともに、経営状況をわかりやすく説明するため、策定し公表するものです。

本戦略においては、経営比較分析表のうち次の経営指標について分析します。

なお、比較にあたっては、令和5(2023)年度の総務省経営比較分析表における類似団体平均を対象としています。

- ① 経常収支比率 ② 料金回収率 ③ 給水原価 ④ 企業債残高対給水収益比率

経営比較分析表(令和5年度決算)

石川県 珠洲市	業種名	事業名	経営指標区分	管理官の種別	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
	水道用	水道事業	A7	非設置	12,574	247.20	50.87
	資金不足比率(%)	自己資本償還比率(%)	普及率(%)	1か月20日 [※] 以上引当金割合(%)	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
	60.22	65.64	5.423		10,295	70.92	145.16

グラフ凡例
■ 類似団体平均(平均値)
● 類似団体平均値(平均値)
○ 令和5年度決算平均



1. 経営の健全性・効率性について

令和6年度発生半島地震により給水人口や有収水量が減少している。今後においても水需要の伸びは期待できず、この傾向は続くものと懸念される。そのような中、①経常収支比率は100%を切り、②繰上償還比率であること等を生じ、③企業債残高対給水収益比率は100%を大きく上回っていることから、短期的な経営の健全性は低下している。

④企業債残高対給水収益比率は、類似団体の平均値より高い値が続いているため、今後も給水収益の減少が懸念される中、企業債残高を減らすことが必要である。

⑤料金回収率は、100%を下回っており、給水収益だけでなく体系的な費用を賄っていない状況があり、不足額を一般会計からの補助金で賄っている状況にある。

⑥給水原価は、増加傾向にあり、類似団体の平均値を大きく上回っているため、維持管理費の削減等の経営改善が必要である。

⑦施設利用率は、類似団体の平均値より低い値が続いているため、施設のあり方の見直しが必要である。

⑧有収率は、漏水等により前年より低下している。今後も老朽管の更新を進め、引き続き有収率の向上に努める。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は、設備更新率低下による類似団体の平均値より高い値が続いており、法定耐用年数に近い資産や経過した設備を多く保有している状況にある。

また、③管線更新率の減少は、令和5年度と令和6年1月の地震により更新工事ができていないことによる。

今後は、災害復旧と併せて老朽管を順次更新していく予定である。

資料補綴

経営の健全性を示す指標は、大きく悪化しているものではないが、長期債務の増加とともに、給水人口の減少に伴う給水収益の減少傾向が続くとともに、施設の設備費の負担が経営に大きく影響するものとなる。

また、老朽化の状況を示す指標は、類似団体の平均値より高い値にあり、老朽化した施設や管線も多く抱えている状況にもあり、今後、災害復旧と併せて、施設の改良や管線の更新を順次進めていく予定である。

① 経常収支比率

基本算式： $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100(\%)$

法適用企業に用いる経常収支比率は、その年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

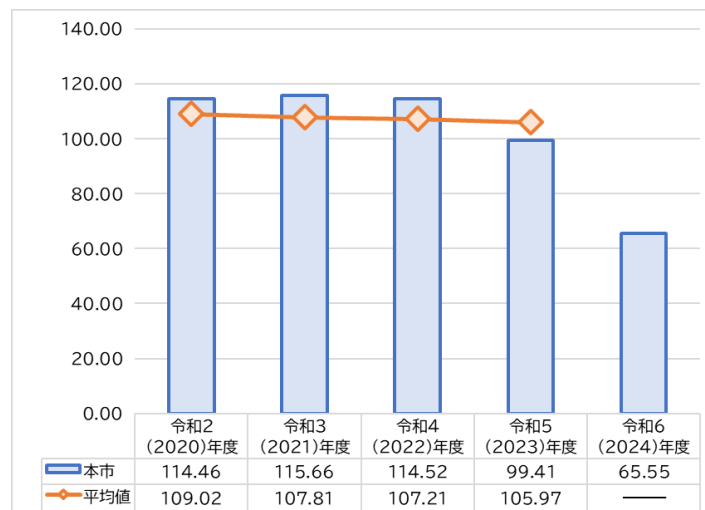
経常収支比率は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。もし数値が100%未満の場合には、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要であり、一方でこの指標が100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析が必要です。

【ポイント】

経年の推移としては、2021(令和3)年度以降減少傾向であり、令和5(2023)年度以降は100%を下回っている。収入の減少に対し支出の増加や減少幅が少ないことにより、指標・数値が減少している。

特に令和6(2024)年度については、被災の影響により収入が減少し大幅に悪化している。

■ 経常収支比率の推移



項目	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
経常収益(千円)	618,310	622,475	609,427	532,313	345,705
経常費用(千円)	540,194	538,211	532,157	535,460	527,426
経常収支比率(%)	114.46%	115.66%	114.52%	99.41%	65.55%

②料金回収率

基本算式： $\frac{\text{給水単価}}{\text{供給原価}} \times 100(\%)$

料金回収率は、料金で回収すべき経費を、どの程度料金で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能です。

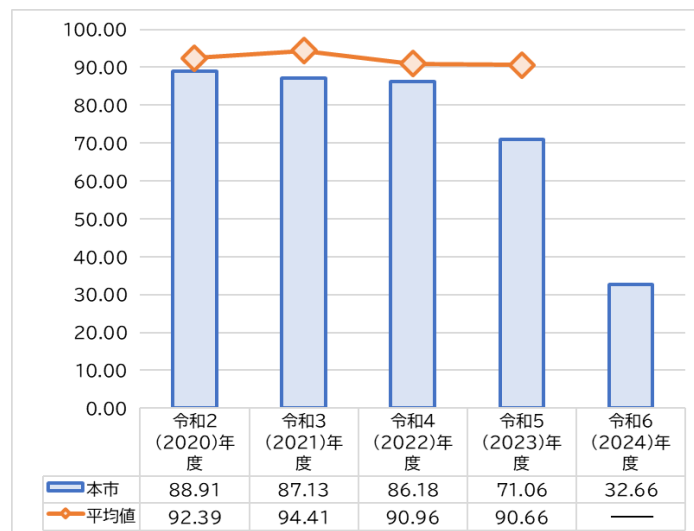
国においては、水道事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとしており、適正な経費負担区分を前提とした「独立採算の原則」が定められています。このため、国においては、料金で回収すべき経費を全て料金で賄えている状況を示す料金回収率100%以上であることを求めています。数値が100%を下回っている場合、給水に係る費用が料金以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な料金収入の確保及び給水費の削減が必要となります。

【ポイント】

全年度において100%を下回っている。これは給水収益だけで給水に係る費用を賄えていない状況にあり、不足額を一般会計からの補助金で賄っている状況。要因としては年々給水費が増加傾向にあることが挙げられる。

特に令和6(2024)年度については、被災の影響により給水にかかる費用が増大したことにより大幅に悪化している。

■料金回収率の推移



項目	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
供給単価(円)	318.88	321.15	323.72	324.31	321.28
給水原価(円)	358.67	368.57	375.64	456.38	983.68
料金回収率(%)	88.91%	87.13%	86.18%	71.06%	32.66%

③給水原価

基本算式：給水費／年間有収水量(m³)

給水原価は、有収水量1m³当たりの給水に要した費用であり、且つ給水に係るコストを表した指標のため、原価が低いことが求められます。給水原価が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や給水費の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要があります。

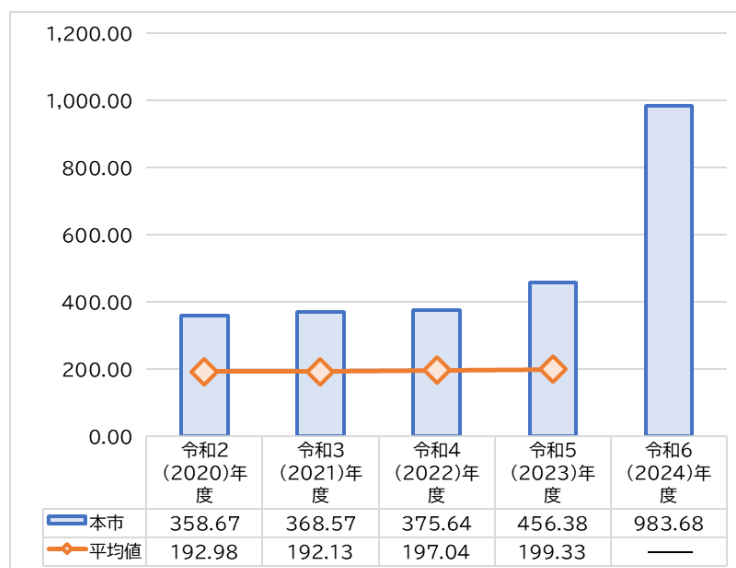
また、分析及び統計を基に、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上により有収水量を増加させる取組といった経営改善が求められます。

【ポイント】

経年の推移としては、令和5(2023)年度まで微増傾向。さらに令和6(2024)年度については大幅に増加している。

これは②料金回収率同様に料金対象となる給水費が上がったことから給水原価が上がっている。

■給水原価の推移



項目	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
給水費(千円)	467,706	467,077	459,172	466,915	461,580
有収水量(千m ³)	1,304	1,267	1,222	1,023	469
供給原価(円)	358.67	368.57	375.64	456.38	983.68

【参考】

給水原価の他に、参考として原価計算を行います。

水道料金等の公共料金に関する原価計算とは、すべての費用を「総括原価」として、原価に対する(料金)収入をとらえ、料金水準の参考値となるものです。

国(総務省、国土交通省)においても適正料金を図るうえで原価計算の実施を推奨しています。

原価計算には複数の計算方法があり、本戦略においては、原価を基準としてさらに事業報酬(健全な水道事業を運営するための内部留保資金)を資産維持費として上乗せさせることにより料金を決める総括原価主義に基づく方法で行いますが、本市においては料金回収率が100%を割っている状態であるため、現状では資産維持費を加味していません。

なお、総務省から示された様式により現状の原価計算を算出したところ、原価(費用)に対する収益(料金)が44.15%となっています。

■原価計算表(令和6(2024)年度)

原価計算表			
(単位:千円)			
収入の部			
項目	金額		
	2024(令和6)年度の	公費負担分	料金対象収支
料金収入(X)	150,756	-	150,756
受託工事収入	0	-	-
他会計補助金	115,662	-	-
長期前受金戻入	65,789	-	-
その他	13,498	-	-
合計	345,705	0	150,756
(単位:千円)			
支出の部			
項目	金額		
	2024(令和6)年度の 実績(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A) - (B)
原水及び浄水費	129,588	4,544	125,044
配水及び給水費	51,222	0	51,222
受託工事費	0	0	0
一般管理費	33,644	240	33,404
減価償却費	280,210	177,708	102,502
資産減耗費	7,708	0	7,708
支払利息	24,393	2,842	21,551
その他	661	661	0
合計(Y)	527,426	185,995	341,431
(単位:千円)			
資産維持費(Z)			
料金対象経費(Y) + (Z)			341,431
(X) / ((Y) + (Z)) * 100 =			44.15%

④ 企業債残高対給水収益比率

基本算式：企業債現在高合計 / 給水収益

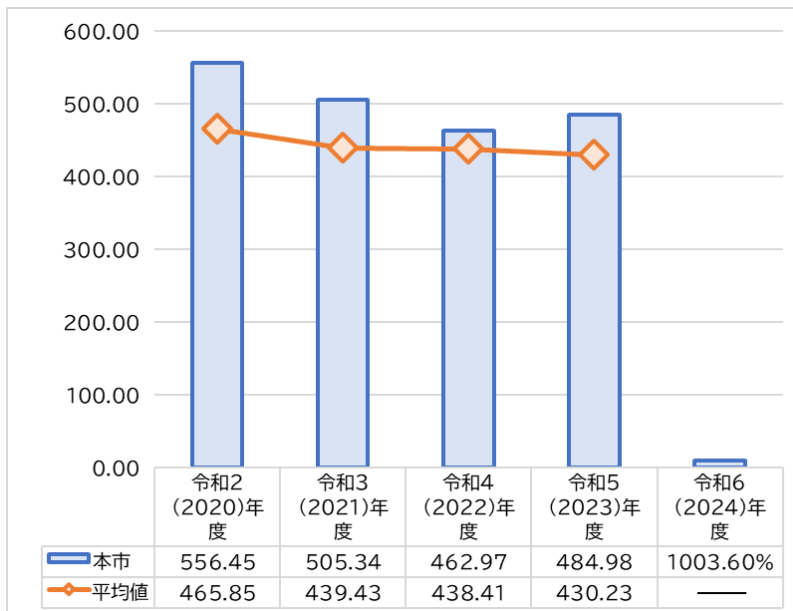
企業債残高対収益比率は給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債の負担が給水収益に対してどの程度の比率になっているかを示す指標となっています。

総務省においては、当該指標の明確な数値基準はないとしています。これは、水道施設の経過年数や整備状況など各団体の状況に左右されるためです。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかということが求められています。分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられています。

【ポイント】

過去5か年における企業債残高対給水収益比率は一部で増減しながら漸減傾向が続いており、令和5(2023)年度においては484.98%である。しかし令和6(2024)年度においては、被災による収入の減少のため、1000%を超える数値となり借入への依存度が上昇していることを表している。

■ 企業債残高対給水収益比率の推移



項目	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
企業債残高(千円)	2,313,839	2,056,651	1,831,966	1,609,139	1,512,981
料金収入(千円)	415,819	406,986	395,702	331,795	150,756
企業債残高対料金収入比率(%)	556.45%	505.34%	462.97%	484.98%	1003.60%
現在収入で償還に必要な年数(年)	5.56	5.05	4.63	4.85	10.04

(4)経営状況分析から見える本市の特徴

前ページまでの検証結果をまとめると次のとおりです。

①経常収支および料金回収率が大きく減少傾向にある

○原因と今後の対策

経常収支比率は、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までは100%以上を維持していましたが、令和5(2023)年度には99.41%となり、国が求める基準である100%を下回っています。さらに、令和6(2024)年度は被災の影響により大幅に低下し65.55%まで悪化しています。

料金回収率についても、令和2(2020)年度の88.47%から令和5(2023)年度には70.84%まで低下しており、給水収益のみでは給水に係る費用を賄えない状況が継続しています。令和6(2024)年度は、能登半島地震に伴う長期断水や検針不能の影響で料金収入が大幅に減少し、料金回収率は32.66%まで低下しています。

今後も人口減少に伴う収入の減少が見込まれる一方で、物価上昇の影響による給水費の増加が想定されることから、料金収入の確保と費用の適正化の双方に取り組む必要があります。

②経常費用は減少傾向も今後の物価高対策が必要

○原因と今後の対策

経常費用は、比較初年度である令和2(2020)年度と比較して増加傾向にあります。

動力費は全国的なエネルギー価格高騰の影響を受け令和4(2022)年度以降増加したほか、薬品費や通信運搬費などの物価上昇の影響を受けやすい経費も増加しています。また、委託費においても労務費単価の上昇が続いており、今後も増加が見込まれます。

令和6(2024)年度は地震の影響に伴い、施設復旧対応等により費用が増加しています。

このため、運転管理の最適化、施設更新の重点化、長寿命化計画の推進など、より効率的な費用管理が必要です。

④料金収入は減少傾向

○原因と今後の対策

本市の人口は継続的に減少しており、それに伴い給水人口や有収水量も中長期的に減少しています。これにより、料金収入は令和2(2020)年度の415,819千円から、令和5(2023)年度には331,795千円へと減少しています。

特に令和6(2024)年度は、能登半島地震に伴う長期間の断水や検針不能・使用停止により、料金収入が150,756千円まで大きく落ち込みました。このため、料金収入の減少は通常の人口減少要因に加え、災害影響が極めて大きい年度となっています。

今後は、まず管路等の復旧を着実に進め、安定した供給体制を確保することが必要です。その上で、需要減少を前提とした効率的な施設運営、漏水対策の強化、収益確保の検討など、持続可能な経営に向けた取組が求められます。

Ⅲ

今後の予測と経営の基本方針

1. 給水人口、有収水量及び料金収入の予測

(1) 有収水量の予測

■ 有収水量の予測のための前提条件

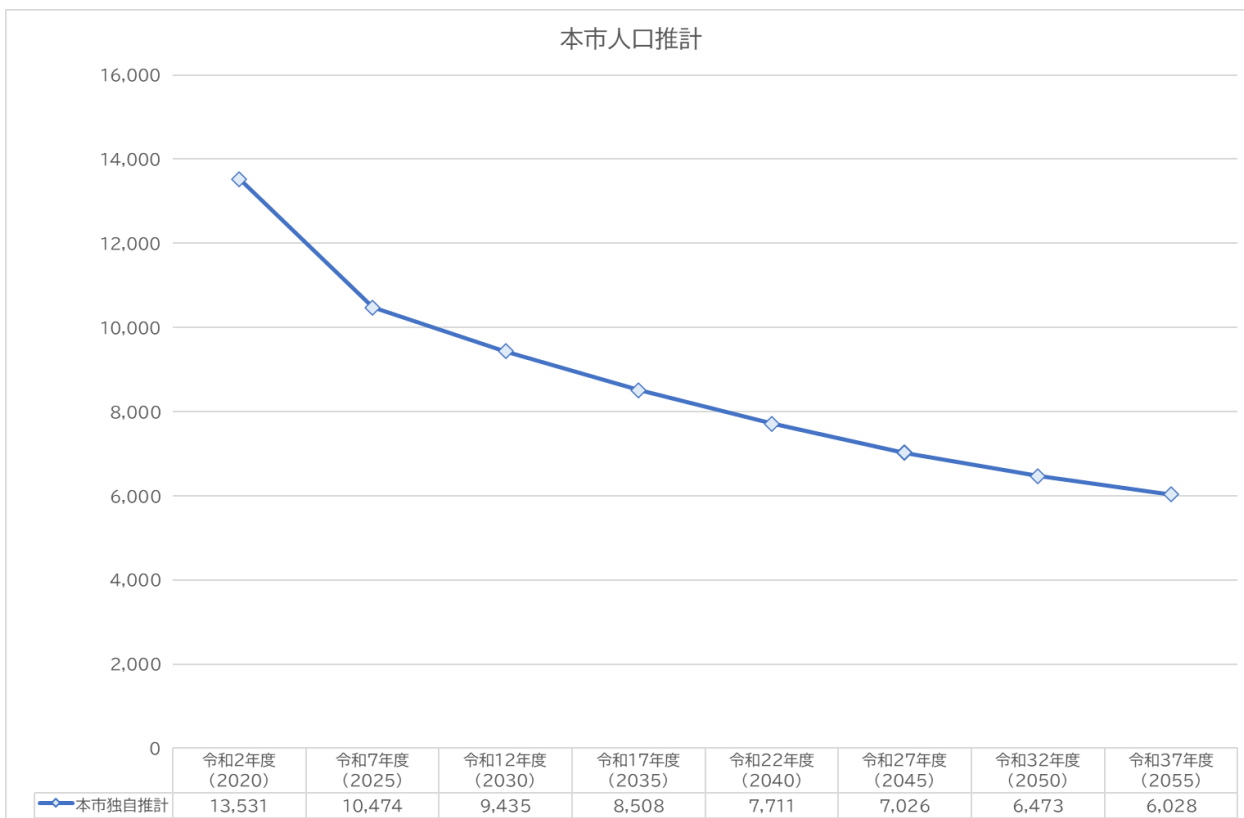
● 給水人口

国立社会保障・人口問題研究所推計(以下、「社人研推計」という)に基づき、行政区域人口及び現在給水人口を推計しています。

● 年間有収水量

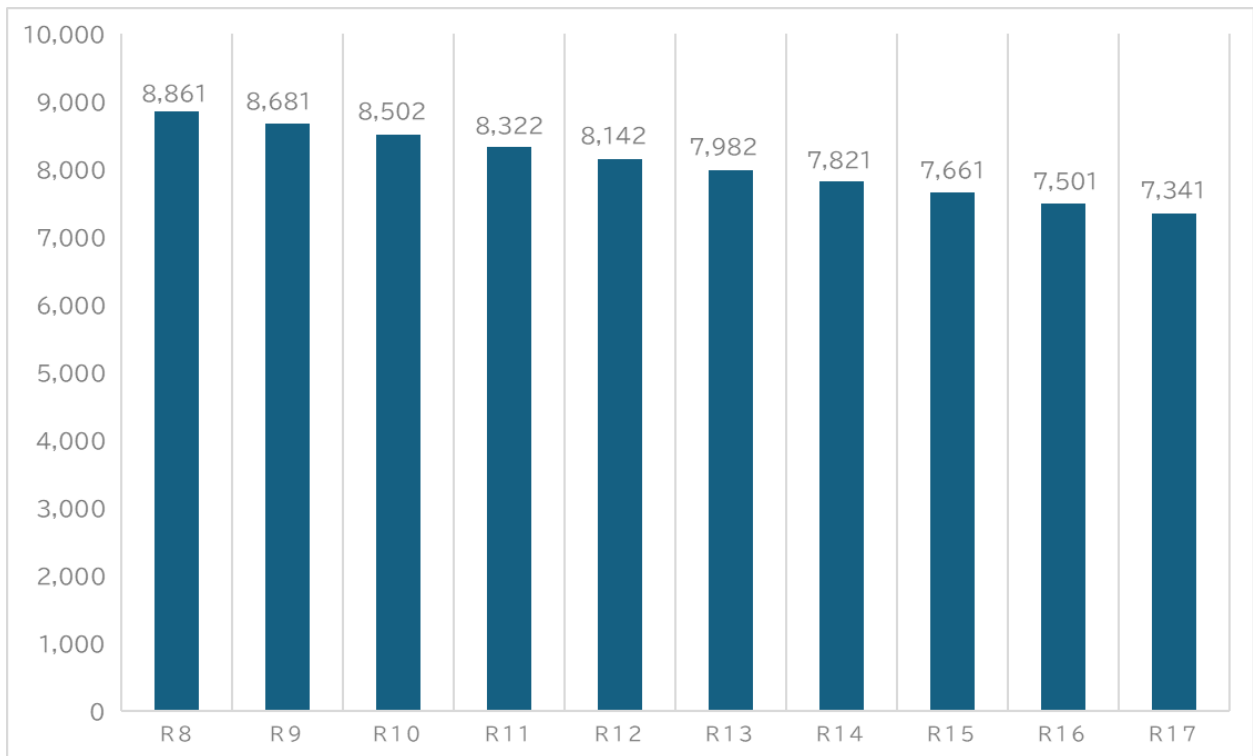
上記の人口減少率および有収率の上昇を加味して年間有収水量を算出しました。

■ 社人研推計における将来人口予測



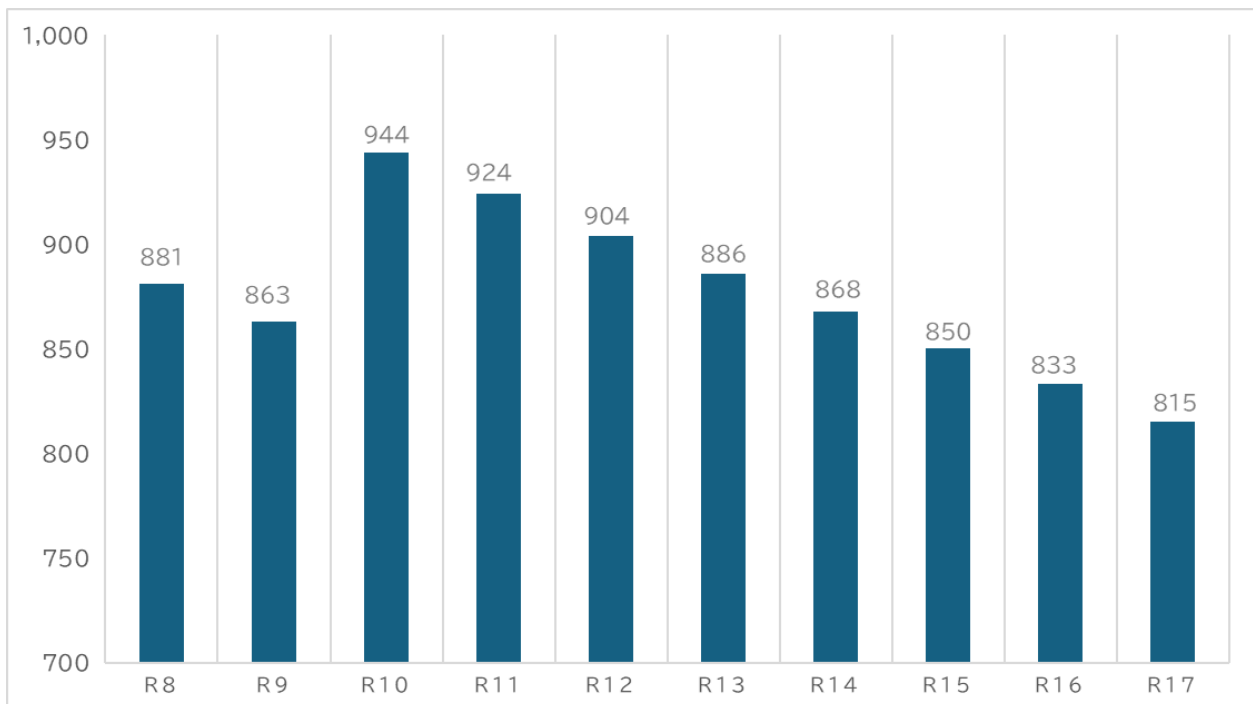
■給水人口の将来予測

(単位:人)



■有収水量の将来予測

(単位:千 m^3)



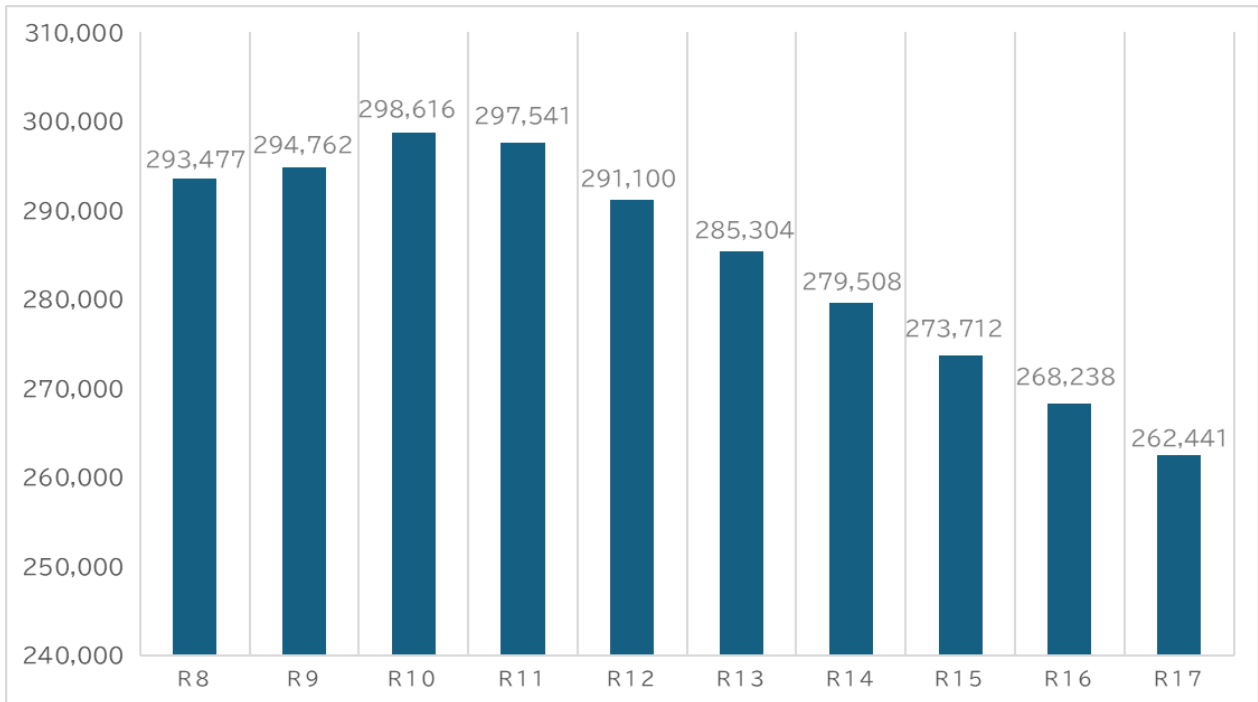
(2)料金収入の予測

現在給水人口及び有収水量の予測に基づき、現状の料金単価のまま推移した場合の料金収入について試算を行いました。結果は以下の図表のとおり、料金収入は減少傾向です。

なお、予測に当たっては、本戦略計画期間の最終年度である令和17(2035)年度までとしています。

■料金収入の将来予測

(単位:千円)



2. 投資及び投資財源の予測

(1)投資の予測(全体)

水道事業においては、安定的に水を供給するため、水道施設や管路の健全性を維持することが極めて重要です。

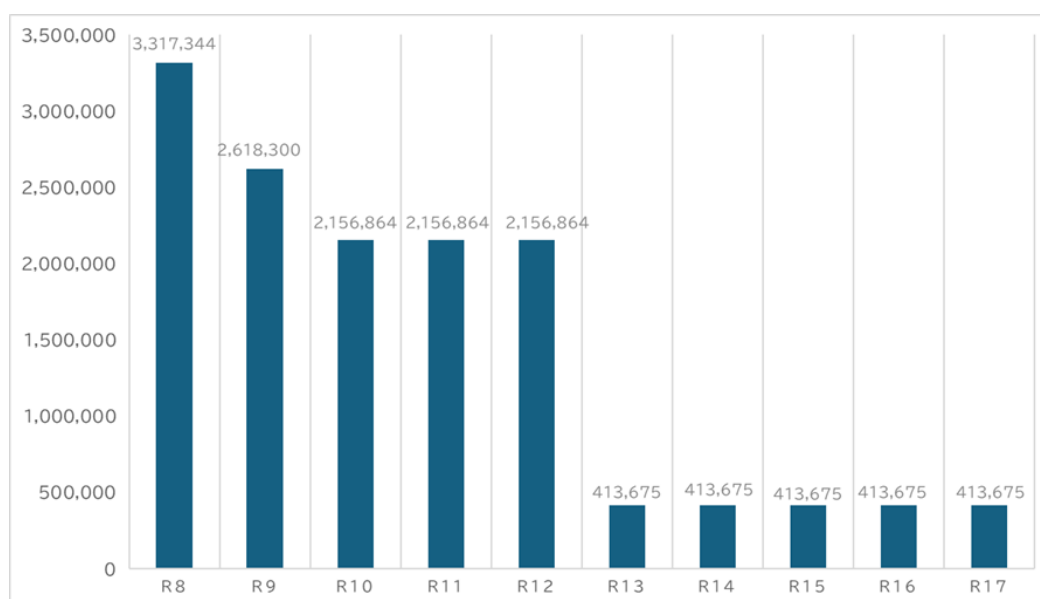
一方、人口減少や節水機器の普及等により、有収水量は将来的に減少することが見込まれており、今後の新規投資(整備事業)については、施設の老朽化の状況や事業の効率性を十分に考慮した上で進める必要があります。

計画期間である令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度までの 10 年間における投資総額は、約 145 億円を想定しています。

令和 6 年度に発生した能登半島地震に伴う復旧工事については、令和 12(2030)年度まで継続する見込みであり、令和 13(2031)年度以降は、アセットマネジメントに基づいた計画的な更新工事を実施していく予定です。

■計画期間である令和17(2035)年度までの全体投資スケジュール

(単位:千円/税込み)



※なお、この表では、全体投資スケジュールとして計画期間である令和17(2035)年度まで掲載していますが、各事業については計画期間後も継続して事業を行うこととします。

(2)投資財源の予測

前述の通り、本計画期間における投資予測額は総額約145億円となることが想定されます。

投資に対する事業費は、国及び県からの補助金等を積極的に活用する他、一般会計からの繰入金、企業債で実施する予定です。

企業債残高につきましては、能登半島地震に伴う復旧工事の完了後である令和13(2031)年度以降、更新事業の再開により増加することが見込まれますが、補助金の活用や一般会計からの繰入金を組み合わせることで、企業債残高の増加をできる限り抑制できるよう、引き続き検討を進めていきます。

3. 組織の予測

今後も現状の組織で事業運営を行うことを基本としています。

投資事業に係る事務量が増加することが想定される場合、配置人数の増員等により対応を図る予定としています。

4. 水道施設の状況

(1) 水道事業施設の状況

本市水道事業において、拡張は概ね完了しています。現在行なっている復旧工事についても令和12(2030)年度に完了見込みとなり、それ以降は更新需要に備えた取り組みを行います。

また、現在の水道施設の利用状況については、負荷率などの指標を用いて確認します。直近5か年の状況を見ると、令和6年度は能登半島地震の影響により、復旧工事や応急給水等に伴って平均配水量が増加しています。今後についても、復旧工事の継続や給水の本格再開により、当面は令和6年度と同程度の水需要が見込まれます。

あわせて最大配水量の推移を確認したところ、平均配水量と同様に、復旧工事が完了するまでの間は、令和6年度と概ね同水準で推移する見込みです。

■施設の利用状況

名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配水能力	11,130	11,130	11,130	11,130	11,130
1日最大配水量	5,360	5,175	8,391	7,042	7,490
1日平均配水量	4,302	4,115	4,281	3,644	5,126
負荷率	80.27%	79.51%	51.01%	51.75%	68.44%

(2) 浄水施設の状況

浄水施設は、安全な水道水を安定して供給するための中核施設であり、災害時においても浄水処理を継続できるよう、計画的に整備しておく必要があります。

最も供用開始から年数が経過している第1浄水場は、すでに61年が経過しており、老朽化に伴う不具合が機械・電気設備を中心に発生している状況です。配水池の更新や紫外線処理施設を含む施設全体の改修が必要となっていました。現在は復旧工事を実施しており、令和13年度以降を目標に本格的な改修工事を進めていく予定です。

このほかの浄水施設についても、順次、更新や改築を進め、安全で安心して水を利用できる環境の整備に取り組んでいきます。

本市の浄水場の施設概要は、次のとおりです。

■各浄水場の概要

名称	所在地	施設能力 (m ³ /日)	配水池の数	経過年数 (R7現在)
宝立浄水場	珠洲市宝立町	10,290	21	61年
狼煙浄水場	珠洲市狼煙町	平成30年度に廃止		55年
折戸浄水場	珠洲市折戸町	190	3	55年
大谷浄水場	珠洲市大谷町	410	8	57年
清水浄水場	珠洲市清水町	150	4	54年
高屋浄水場	珠洲市高屋町	90	1	37年
合計		11,130	37	—

(3) 管路の状況

水道管は、水道水を安定的に供給するために欠かせない基幹施設であり、災害時においても配水を継続できるよう、平時から計画的な整備が求められます。法定耐用年数は40年とされており、これを超えた管路は老朽管として位置付けられ、段階的な更新が必要となります。

本市では、昭和39(1964)年の創設以降に整備された管路が、今後順次、更新時期を迎えていきます。復旧工事の完了後は、老朽化対策を計画的に進めていく必要がありますが、その一方で、更新投資の増加に伴い、将来的な資金不足が懸念されます。このため、持続可能で適正な経営の実現が、これまで以上に重要となっています。

また、今後の人口減少を踏まえると、施設能力が過大となる可能性もあることから、ダウンサイジングなども視野に入れつつ、老朽化対策と併せて検討を進めていく必要があります。

引き続き、現在の水需要に見合った施設能力を確保するとともに、老朽化に備えた更新を着実に進められるよう、健全な財政状況の維持に努めていきます。

(4) 施設の状況まとめ

① 耐震化について

○ 現状と今後の対策

水道事業は供用開始から60年以上が経過し、順次更新整備を進行しているところです。能登半島地震の復旧工事の完了後、耐用年数による設備更新も今後必要となることから、財源確保を進めるとともに、予防保全により更新時期の平準化を進める必要があります。

② 管路は更新と耐震化に向けた対策が必要

○ 現状と今後の対策

管路は最も古いもので、40年を経過しています。

管路の標準耐用年数は40年であり、一部の施設は本計画期間内に耐用年数を迎えます。

今後は管路更新の計画を明確化する一方で、管路の耐震化も国主導で進められていることから、更新と耐震化をあわせて進める必要があります。

5. 現状の課題

これまで行ってきた検証に基づき、課題を整理すると次のとおりとなります。

- 震災復旧、物価上昇に対する収益の確保と費用の削減
- 今後の投資に向けた財源の確保
- 継続性及び効率性を重視した投資計画の策定と進捗状況の検証

IV

投資・財政計画

1. 経営の基本方針と目標

【経営の基本方針】

持続可能な水道サービスの提供とそれを支える経営基盤の強化

人口減少や高齢化の進行、節水機器の普及による水道料金収入の減少に加え、施設及び設備の老朽化に伴う改築及び更新事業への投資の増加など、水道事業を取り巻く経営環境が厳しくなることが予想されます。このため、効率的で持続可能な水道事業の実現に向け、“持続可能な水道サービスの提供とそれを支える経営基盤の強化”を基本方針として、経営戦略を改定しました。

本戦略の計画期間は令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までとします。

水道事業では、管路や処理施設、各種施設などの資産の健全性を維持することが、安定した事業運営を行う上で重要です。しかし、投資事業には多額の資金が必要となるため、「投資試算」(投資事業にかかる費用の見通し)と「財源試算」(水道料金収入など財源の見通し)のバランスを取らなければ、水道事業の継続は困難です。

この投資事業に必要な財源を確保し、「投資試算」と「財源試算」の均衡を図るためには、徹底した水道事業の効率化および健全化に取り組むことが求められます。具体的には、事業運営に伴う経常費用を削減し、適正な料金の設定を進めることで経営基盤を強化すること、並びに施設や設備等への投資の最適化を図ることが重要です。

そこで、この経営の基本方針を実現するために、具体的に次の3つの経営目標と4つの取組を設定しました。

■経営目標

経営目標①経常収支比率100%の維持

震災復旧を見込んでいる令和13(2031)年度から経常収支比率100%維持を目指します。

■3つの取組

取組①効率的な投資及び投資の平準化

今後、本市における水道事業の投資は、投資時期の集中による一時的な財政負担を避け、各種投資事業の優先順位を考慮し、効率的に投資を行うことを目指します。

また、補助金などの財源を活用することで、将来的な財政負担の軽減に努めます。

取組②水道料金の検証

5年ごとの経営戦略改定にあわせて、経常収支比率や料金回収率を含めた水道料金の検証を行います。今後も継続して水道料金の検証を行い、経営への影響を確認します。

取組③人材の育成

日常の施設管理を適切に行い、人口減少などの社会情勢の変化に伴う新たな課題に柔軟に対応するために、関係機関等との連携を図りながら、今後も職員の確保と育成に努めます。

2. 投資・財政計画の計算根拠

(1) 収益的収支

投資・財政計画の収益的収支(水道施設等を維持管理するためにかかる収支)を推計するに当たり、23頁「第三章 今後の予測と経営の基本方針」で示した予測に基づいて算出しています。経費である委託料等は今後の物価上昇を見込んでいます。

投資・財政計画は本戦略の計画期間である令和17(2035)年度までの10年間分を掲載します。

各シミュレーションにおいては、収益的収支のほかに経営目標(P30)の進捗が把握しやすいように、指標となる経常収支比率を掲載しています。

なお、計算根拠を明確にするため給水費等もあわせて掲載しています。

(2) 資本的収支

投資・財政計画の資本的収支(水道施設等を改築及び更新するために要する収支)を推計するに当たり、23頁「第三章 今後の予測と経営の基本方針」で示した予測に基づき算出しています。

収益的収支同様に、投資・財政計画は本戦略の計画期間である令和17(2035)年度までの10年間分を掲載します。

3. 投資・財政計画(シミュレーション)

(1) 現状予測に基づくシミュレーション

今後の厳しい経営環境の中で目標達成に向けては、取組を明確にするとともに、今後経営に対する管理をより一層厳格化する必要があります。

そこでまず、今後の経営を見通すうえで、現状の予測に基づいたシミュレーションを行います。

【収益的収支】

(単位：千円)

区 分		年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		345,305	163,825	272,138	319,389	316,390	319,865	320,338	315,842	308,570	302,244	296,670	291,538	285,842	
	(1) 料 金 収 入		331,795	150,756	240,012	293,477	294,762	298,616	297,541	291,100	285,304	279,508	273,712	268,238	262,441	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		978	0	15,000	10,909	6,268	6,631	7,762	9,314	8,177	7,630	7,903	8,157	8,236	
	(3) そ の 他		12,532	13,069	17,126	15,003	15,360	14,618	15,035	15,429	15,089	15,106	15,055	15,143	15,164	
	2. 営 業 外 収 益		187,008	181,880	379,553	215,819	241,631	273,350	299,230	319,277	412,233	426,879	439,229	456,810	469,398	
	(1) 補 助 金		118,890	115,662	191,210	150,000	105,662	105,001	104,344	97,791	164,177	179,547	192,599	210,873	224,458	
	他 会 計 補 助 金		116,390	115,662	191,210	150,000	105,662	105,001	104,344	97,791	164,177	179,547	192,599	210,873	224,458	
	そ の 他 補 助 金		2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		67,571	65,789	188,169	65,788	135,758	168,210	194,759	221,327	247,914	247,189	246,482	245,793	244,795	
	(3) そ の 他		547	429	174	31	211	139	127	159	142	143	148	144	145	
	収 入 の 計 (C)		532,313	345,705	651,691	535,208	558,021	593,215	619,568	635,119	720,803	729,123	735,899	748,348	755,240	
	収 支 的 支 出	1. 営 業 費 用		506,221	502,429	760,898	569,315	574,291	597,995	607,892	620,290	657,682	666,834	673,006	680,102	679,387
		(1) 職 員 給 与 費		72,815	81,531	83,040	77,455	77,146	80,675	79,214	79,893	78,912	79,795	79,461	79,496	79,373
基 本 給 与 費			17,864	19,895	19,831	11,917	17,214	17,214	16,321	16,916	16,817	16,685	16,806	16,769	16,753	
退 職 給 付 費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他			54,951	61,636	63,209	65,538	59,932	63,461	62,893	62,977	62,095	63,110	62,655	62,727	62,620	
(2) 経 営 費 用			113,079	132,980	238,144	211,647	205,710	175,754	150,574	125,602	123,696	125,646	127,564	129,627	131,544	
動 力 費			18,181	29,962	36,545	27,273	27,737	28,209	28,689	29,177	29,673	30,177	30,690	31,212	31,743	
光 熱 水 費			16	10	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
修 繕 費			17,418	20,569	59,160	55,128	56,065	57,018	57,987	31,486	28,274	28,755	29,244	29,741	30,247	
材 料 費			0	20,531	9,846	6,779	6,894	1,484	1,484	1,509	1,535	1,561	1,588	1,615	1,642	
委 託 料 金			35,481	14,466	45,188	47,545	48,353	49,175	22,407	22,788	23,175	23,569	23,970	24,377	24,791	
負 担 金			6,689	5,343	5,251	5,599	5,761	5,398	5,537	5,586	5,565	5,507	5,563	5,553	5,545	
薬 品 費			10,290	18,672	27,239	19,332	10,059	10,297	10,297	10,472	10,472	10,650	10,650	10,831	10,831	
そ の 他		25,004	23,427	54,894	49,971	50,821	24,153	24,153	24,564	24,982	25,407	25,839	26,278	26,725		
(3) 減 価 償 却 費		320,327	287,918	439,714	280,213	291,435	341,566	378,104	414,795	455,074	461,393	465,981	470,979	468,470		
2. 営 業 外 費 用		29,239	24,997	29,719	29,946	17,953	15,708	13,263	11,198	10,308	12,859	16,564	22,602	25,652		
(1) 支 払 利 息		29,168	24,393	28,490	29,895	17,325	15,072	12,825	10,631	9,761	12,342	16,020	22,066	25,120		
(2) そ の 他		71	604	1,229	51	628	636	438	567	547	517	544	536	532		
支 出 の 計 (D)		535,460	527,426	790,617	599,261	592,244	613,703	621,155	631,488	667,990	679,693	689,570	702,704	705,039		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 3,147	△ 181,721	△ 138,926	△ 64,053	△ 34,223	△ 20,488	△ 1,587	3,631	52,813	49,430	46,329	45,644	50,201		
特 別 損 失 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (G)		513	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 513	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△ 3,660	△ 181,721	△ 138,926	△ 64,053	△ 34,223	△ 20,488	△ 1,587	3,631	52,813	49,430	46,329	45,644	50,201		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 3,660	△ 185,381	△ 324,307	△ 388,360	△ 422,583	△ 443,071	△ 444,658	△ 441,027	△ 388,214	△ 338,783	△ 292,454	△ 246,810	△ 196,610		
経 常 収 支 比 率		99.41%	65.55%	82.43%	89.31%	94.22%	96.66%	99.74%	100.58%	107.91%	107.27%	106.72%	106.50%	107.12%		

*減価償却費 資産減耗費を含む

【資本的収支】

(単位：千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)											
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	110,000	0	20,000	0	0	0	0	220,200	220,200	220,200	220,200	220,200	
	うち 資本費平準化債														
	2. 他 会 計 出 資 金	57,944	51,934	642,792	533,390	688,393	584,451	584,451	584,451	98,017	96,568	85,259	77,331	78,360	
	3. 他 会 計 補 助 金	120	225												
	4. 他 会 計 負 担 金	572	2,902	10,620	33,340										
	5. 他 会 計 借 入 金														
	6. 国(都道府県)補助金	0	454,454	1,204,263	1,818,300	1,641,765	1,352,210	1,352,210	1,352,210	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工 事 負 担 金	6,334	18,102	6,900	1,082,000	432,848	353,626	349,224	341,235	14,814	14,814	14,814	14,814	14,814	
	9. そ の 他	0	0												
	計 (A)	64,970	637,617	1,864,575	3,487,030	2,763,006	2,290,287	2,285,885	2,277,896	349,031	347,582	336,273	328,345	329,374	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	純計 (A)-(B) (C)	64,970	637,617	1,864,575	3,487,030	2,763,006	2,290,287	2,285,885	2,277,896	349,031	347,582	336,273	328,345	329,374	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	61,276	2,394,472	1,919,255	3,317,344	2,618,300	2,156,864	2,156,864	2,156,864	413,675	413,675	413,675	413,675	413,675
		うち 職員給与費	8,444	5,374	12,371	11,584	9,443	9,693	10,773	10,373	10,071	10,228	10,361	10,258	10,230
		2. 企 業 債 償 還 金	229,227	206,158	186,673	148,873	144,706	133,423	129,021	121,032	104,641	107,863	99,471	94,846	91,974
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
		5. そ の 他													
計 (D)	290,503	2,600,630	2,105,928	3,466,217	2,763,006	2,290,287	2,285,885	2,277,896	518,316	521,538	513,146	508,521	505,649		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	225,533	1,963,013	241,353	△ 20,813	0	0	0	0	169,285	173,956	176,873	180,176	176,275		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	143,460	1,618,892	241,353						130,999	135,670	138,587	141,890	137,989	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	77,270	0												
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0												
	4. そ の 他	4,803	81,893							38,286	38,286	38,286	38,286	38,286	
計 (F)	225,533	1,700,785	241,353	0	0	0	0	0	169,285	173,956	176,873	180,176	176,275		
補填財源不足額 (E)-(F)	0	262,228	0	△ 20,813	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)															
企 業 債 残 高 (H)	1,609,139	1,512,981	1,326,308	1,197,435	1,052,729	919,306	790,285	669,253	784,812	897,149	1,017,878	1,143,232	1,271,458		

○他会計繰入金

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)										
収 益 的 収 支 分		120,782	120,206	127,749	150,000	105,662	105,001	104,344	97,791	164,177	179,547	192,599	210,873	224,458
	うち 基準内繰入金	119,183	118,455	122,480	123,159	95,096	94,501	93,910	88,012	147,759	161,592	173,339	189,786	202,012
	うち 基準外繰入金	1,599	1,751	5,269	26,841	10,566	10,500	10,434	9,779	16,418	17,955	19,260	21,087	22,446
資 本 的 収 支 分		58,636	55,061	642,792	533,390	688,393	584,451	584,451	584,451	98,017	96,568	85,259	77,331	78,360
	うち 基準内繰入金	26,942	22,088	35,955	35,891	37,088	31,593	233,780	233,780	39,207	38,627	34,104	30,932	31,344
	うち 基準外繰入金	31,694	32,973	606,837	497,499	651,305	552,858	350,671	350,671	58,810	57,941	51,155	46,399	47,016
合 計	179,418	175,267	770,541	683,390	794,055	689,452	688,795	682,242	262,194	276,115	277,858	288,204	302,818	

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定について

①収支計画のうち投資について

収支計画には、主に次の取組に要する収入・支出を計上しています。

- 水道アセットマネジメント計画等による施設管理・改築
- 石川県で策定した水道広域化推進プランに基づく広域化推進
- 石川県で実施するダム建設事業に伴う建設負担金の拠出
- 水道区域で行う未普及エリア解消の整備
- 耐震化および長寿命化における更新・更生工事

②収支計画のうち財源について

【収益的収入】

●料金収入

推計した有収水量を、現行の料金体系に当てはめて算定した金額を見込んでいます。

●補助金－他会計補助金

総務省から発出される『地方公営企業繰出金について(通知)』の繰出基準に基づき算定した金額等を見込んでいます。

【資本的収入】

●企業債

建設改良費の財源のうち、国庫補助金以外の部分については、水道事業債の発行を見込んでいます。事業単位での発行となり、取得する資産(施設)の耐用年数に応じた借入期間(～30年)を設定しています。

●他会計補助金

繰出基準に基づき算定した金額及び過年度に発行した水道事業債の元金償還金に伴う収支不足額を見込んでいます。

●国(県)補助金

国庫補助対象事業の建設改良費に対して、該当の補助率により金額を見込んでいます。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【収益的支出】

●経費

職員給与費や修繕費、委託料等、各年度の取組に必要となる費用について物価変動を考慮しながら個別に積み上げて計上しています。

●減価償却費(※長期前受金戻入額も同様)

令和6(2024)年度までに取得した資産(施設)分に加え、令和7(2025)年度以降に取得予定の資産分を踏まえて算出しています。償却率は、施設の耐用年数(10~50年)に応じて設定しています。

●支払利息

令和6(2024)年度までに借入した水道事業債の利子償還金に加え、令和7(2025)年度以降に発行する分の償還金を見込んでいます。利率は、借入期間に応じて設定しています。

【資本的支出】

●企業債償還金

令和6(2024)年度までに借入した水道事業債等の元金償還金に加え、令和7(2025)年度以降に発行する分の償還金を見込んでいます。

(3)投資・財政計画(収支計画)における今後の取組概要

経営の基本方針の**持続可能な水道サービスの提供とそれを支える経営基盤の強化**の実現に資するためには、計画期間内に目標を達成する必要があります。

なお、今後の状況に応じて料金改定の検討を行いますが、料金改定が必要となった場合は、市民等への詳細な説明が求められるため、最短でも2032年度(令和14年度)を目途に今後の取組を実施いたします。

具体的には経営の基本方針における目標達成や投資・財政計画の推進に向け、次のとおり活動を実施します。

①本戦略の計画期間における目標値達成に向けた活動

これまでに本市が整備した水道施設への接続率向上に向け、市民等への周知および啓発活動を実施いたします。

なお、料金改定の必要性が生じた場合には、市民等の負担軽減や本事業の持続可能性を前提とし、社会情勢および経営環境の変化を考慮するとともに、原価計算等の結果を踏まえて慎重に検討いたします。

各経費については、物価上昇に伴い圧縮や削減が困難な状況となっているため、引き続き効率かつ効果的なコスト管理を意識し、可能な限りの費用削減に努めます。

具体的には次の活動を推進します。

- 1 給水人口及び水道接続世帯の増加による収益の確保
- 2 石川県水道広域化推進プランに基づく広域化推進による経費削減
- 3 安全・安心の水道サービスの確保と恒常的な経費の縮減
- 4 投資の平準化と補助金等の活用による投資財源の確保
- 5 浄水場のダウンサイジングによる効率化の促進
- 6 十分な議論と検証に基づく料金改定の検討
- 7 資本金の取崩による累積欠損金の解消

特に経費については、以下の点に留意して活動を行います。

○職員給与費

水道事業の計画を踏まえ、人事部局と職員配置について協議します。

○動力費

動力費は主に各施設で発生していることから、機器更新の際には省エネ機器の導入を検討します。

○薬品費、修繕費、委託料等

包括的な民間委託によりコストの削減に努めます。

②本戦略の計画期間における投資及び投資財源に対する取組及び検討

本戦略の計画期間においては、今後の投資に向けて次の視点を含めて検討を行います。

○今後の維持管理費用(ランニングコスト)の低減化

○総務省が推進する広域化・共同化

○PPP/PFIの民間活力の活用

○国の推進する脱炭素化、省エネルギー、広域化等に対する補助金等の確保

③その他本戦略の計画期間における取組及び検討事項

●弾力的な料金改定に向けた原価計算の実施

現在の経営環境の急速な変化に対応し、本事業を持続可能に運営することが求められています。このため、財源としての料金収入は極めて重要です。

総務省では、地方公営企業の料金(料金)について、「公正かつ妥当であり、能率的な経営下における適正な原価を基礎としたものであり、地方公営企業の健全な運営を確保できる水準であるべき」と規定しており、計画的な料金水準(料金)の改定を推奨しています。

計画的な料金水準(料金)の改定に関する留意事項として、総務省は以下の点を強調しています。

- ・社会情勢、経営環境の変化に応じて適切な料金となるよう、3年から5年以内の経営戦略の改定の際に料金水準等を検証し、必要な改定の検討を行うこと。その際、施設の老朽化の実態や経営の将来見通しについて住民や議会にわかりやすく公表し、議論すること。
- ・総括原価主義の原則に基づき、狭義の原価に事業報酬を加えた原価を基礎とすること。その際、経営改善・合理化を一層徹底し、原価を極力抑制するとともに、特に水道事業や下水道事業など、将来にわたって安定的に事業を継続する必要がある事業については、施設の計画的な更新の原資を確保するため、事業報酬として必要な資産維持費を算定することを検討すること。
- ・人口減少等の経営環境の変化に対応するため、将来にわたり健全な経営を確保できる水準とするとともに、料金体系(例えば、基本料金と従量料金の比率等)についても適切に配慮すること。

このため、本市においても原価計算による現状分析と今後の料金改定に向けた検討及び議論を進めます。

●水道事業の理解促進に向けた広報及び啓発活動

水道事業の理解を深めるため、水道の機能と役割、節水等の適正利用、および経営状況に関する市民等の理解向上を図る施策を展開いたします。具体的には、市ホームページやSNSなどの広報媒体の効果的活用、施設見学会の実施、および積極的な広報・啓発活動を通じて、情報提供を行ってまいります。

●人材の育成

本市では、本戦略の計画期間中に多くの投資事業が予定されています。同時に、全国的に自治体の技術職員が不足しているという課題があります。そのため、本市では、投資コストの効率化や施設および設備の効率的運用を図るため、技術職員の確保と育成に一層取組めます。

④その他今後の取組についての検討事項

現時点での具体的な活動はありませんが、今後、本事業における検討事項は次のとおりとします。

- 管路更新及び維持管理に向けたウォーターPPPの検討
- 各施設のダウンサイジング
- 水道への接続促進にむけた新たな普及促進用の施策の検討

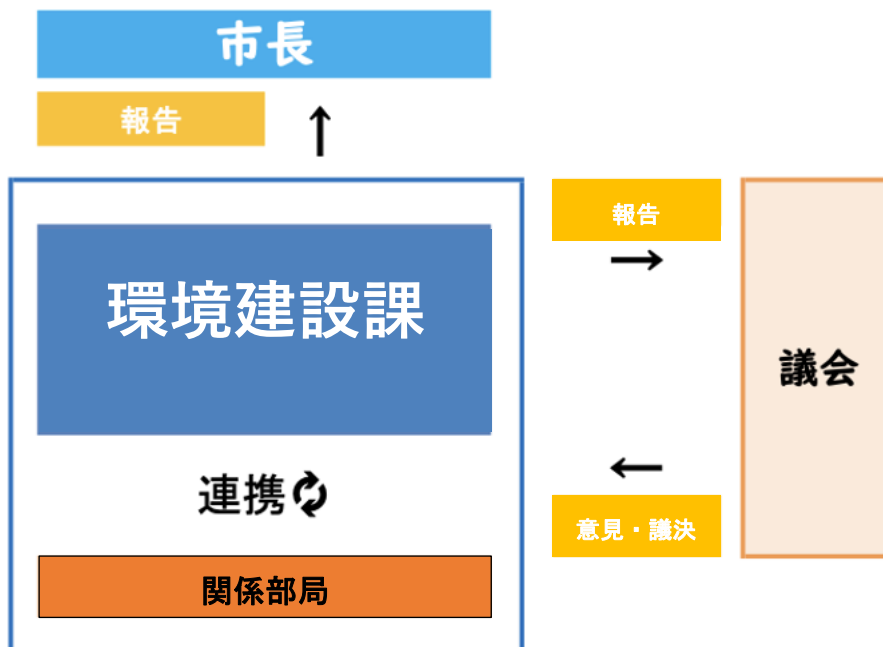


経営戦略の遂行に向けた取組体制

1. 経営推進体制

本戦略における取組は、環境建設課を中心として実施します。また、進捗状況については、計画期間中、随時、情報収集及び取組・効果の検証を行い、関係部局と協議します。

■経営推進体制イメージ

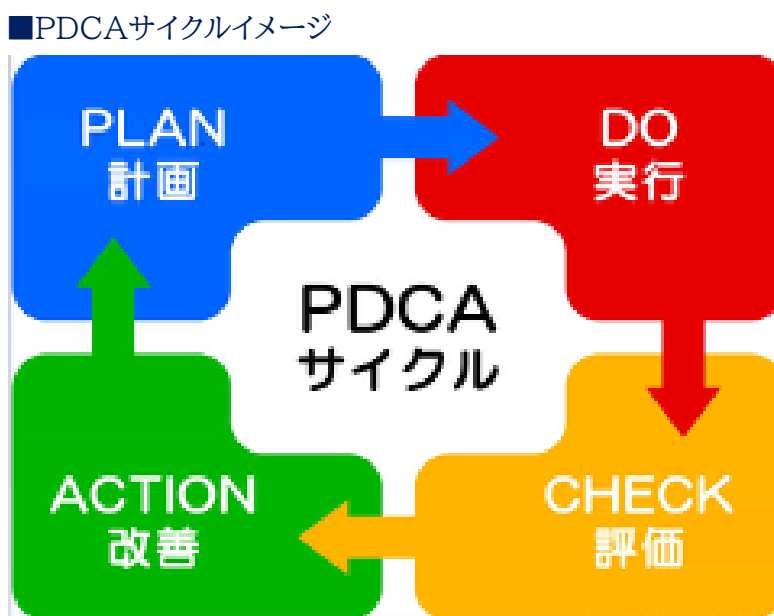


2. PDCAサイクルの実行

経営戦略はPDCAサイクルにおける計画(Plan)に位置付けられます。今後は実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを確実に実施することが重要です。

評価においては、経営比較分析表を毎年度作成し、経営指標を用いた経営分析や類似団体との比較分析を行います。また、分析の結果、計画と実績に乖離が見られる場合は、次年度以降の施策の実施方法について改善を行います。これらのPDCAサイクルにより経営状況を的確に把握し、経営の健全化及び効率化に取り組んでいきます。

なお、PDCAのサイクルイメージは次の図のとおりです。



3. 次回以降の見直し

本戦略の次回以降の見直しについては、料金収入の妥当性の検証及び検討や投資計画の進捗等、経営の変化にあわせて、おおむね5年に一度、定期的に行い、改定後は市民等へ公表し、周知することとします。

なお、自然災害等の突発的な事象があれば、次のスケジュールに関わらず適宜見直しを行うこととします。

■経営戦略及び料金収入の見直し・検討スケジュール

年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度	令和17 (2035) 年度
経営戦略					見直し 公表					策定 公表
料金							検証 検討			

経営戦略における用語解説

【用語集】

《あ行》

アセットマネジメント

将来にわたって持続可能な水道事業を実現するため、水道施設(管路や浄水場など)のライフサイクル全体を中長期的な視点で効率的・効果的に管理運営する体系的な取り組みです。具体的には、施設の現状把握(老朽化など)、更新需要の予測、計画的な更新・維持補修、必要な資金の確保を一体的に行うもので、施設の老朽化や財源不足といった課題に対応し、安定供給を続けるための経営戦略の基盤となります。

一般会計からの繰入金

一般会計から水道事業会計へ支出する繰出金で、水道事業会計から見ると繰入金であり、その財源は主に税金です。

エネルギー利用

水道事業の実施に伴い生じる資源を用いた収入増につながる取組です。

《か行》

改築

機能の低下した水道施設に対して、対象施設の全部又は一部の再建設あるいは取り替えを行うことにより、機能を回復させることで所定の耐用年数が新たに確保されることをいいます。

管路

水道を流すための管のことです。

企業債

地方公共団体が建設・改良の財源に充てるために起こす地方債(借金)のことです。

共同化

複数自治体で共同使用する施設の建設や事務の一部を共同して管理及び執行することをいいます。

供用開始

水道の整備から、給水が始まったことを示します。

経常収支

主たる経営活動と他の経営活動から日常的に得ている収益及び費用です。

欠損金

経営活動により生じた損失をいいます。

減価償却費

長期にわたって使用する固定資産の価値の減少相当分を費用として計上したものです。

広域化

事務組合等による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域水道への接続を指します。

公営企業会計

病院や水道事業等地方公共団体が運営している公営企業が取り入れている複式簿記の会計処理です。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域、及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供する水路です。

《さ行》

指定管理者制度

公共施設の管理及び運営を民間企業が行うことをいいます。

資本勘定職員

主に建設を担当する職員です。

資本的収支

固定資産の取得や改築及び改良に伴い発生する収入及び支出です。

収益的収支

企業の経営活動に伴い発生する収益及び経費です。

修繕

老朽化した施設又は故障若しくは破損した施設を修理して、施設の現状回復を図ることをいいます。

修繕は、所定の耐用年数を維持するもので延伸はしません。

従量制

使用水量に応じて料金を算定する料金体系をいいます。

料金単価

料金収入額を有収水量で除したものです。

損益勘定留保資金

減価償却費や資産減耗費等現金を伴わない費用によって内部に残る資金(内部留保資金)のことです。

《た行》

長期前受金戻入

資産取得時の補助金等を減価償却に応じて収益化した現金を伴わない収益です。

長寿命化対策

既存施設をより長く安全に利用するため老朽化の進行を防ぎ、延命措置を行うことをいいます。

調定(調定件数)

水道料金の調定とは、個々の市民等に対するそれぞれの料金を確定する行為をいいます。

本市では、水道の使用水量を基に排水量を認定し、単価表に当てはめています。

調定件数とは、2か月に一度、上水道のメーター検針に基づき、水道料金を賦課していますが、その賦課件数のことであり、1年間続けて使用している場合は6件となります。

独立採算制の原則

繰入金(税金)ではなく、料金で経営を行わなければならないという原則です。

土地・施設等利用

水道事業の実施に不可欠な資産を用いた収入増につながる取組です。

《は行》

標準耐用年数

法律等で決められた資産が利用できることとされる期間です。

PPP/PFI

官民連携事業の総称であり、PFI(民間資金等活用事業)以外に指定管理者制度の導入や包括的民間委託等の手段があります。

包括的民間委託

維持管理等で複数の業務を一体的(包括的)に発注し、また、複数年契約にて民間企業に委託すること。これにより、民間のノウハウを生かしつつ業務の効率化を図ります。

法適

地方公営企業法を事業に適用し、公営企業会計となっていることを示します。

ポンプ場

浄水場で綺麗にした水を高台の配水池や遠くの地域へ圧送し、安定した水圧で家庭や工場へ届ける施設です。

《ま行》

民間委託

地方公共団体の行う業務を民間企業に委託することをいいます。

《や行》

有収水量

上水道の使用水量等、料金の算定の基準になるものです。

《ら行》

流動資産

現金及び比較的短期間のうちに回収され、または販売されることによって現金に換えることのできる資産をいいます。

流動負債

負債のうち事業の通常取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務をいいます。

珠洲市 水道事業経営戦略

令和8(2026)年3月

発行: 珠洲市 環境建設課 上下水道強靱化推進室

住所: 石川県珠洲市上戸町北方1字6番地2

電話: 0768-82-2222(代表)